

Title	〔下級審民訴事例研究三六〕 米国ニューヨーク州の裁判をわが国で承認した一事例 (東京地裁平成六年一月四日判決) - ニューヨーク州の会社のわが 国の会社に対するツアーの共同企画に関する契約につき債務不履行 、信任義務違反、詐欺的行為及び不法行為に基づく損害賠償請求訴 訟について、義務履行地、不法行為地を理由としてニューヨーク州 に国際的裁判管轄権が認められた事例 二 共同不法行為を理由とする 右損害賠償請求訴訟について、ニューヨーク州に主観的併合請求の 国際裁判管轄権が認められた事例 三 アメリカ合衆国ニューヨーク州 とわが国との間において民訴法二〇〇条四号の相互の保証があると された事例 四 ニューヨーク州裁判所の損害賠償金の支払いを命ずる 欠席判決が承認された事例
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.5 (1996. 5) ,p.182- 192
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960528-0182

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 三六〕

36 米国ニューヨーク州の裁判をわが国で承認した一事例

執行判決請求事件・東京地裁平成六年一月一四日判決・判例時報一五〇九号九六頁

一 ニューヨーク州の会社のわが国の会社に対するツアーの共同企画に関する契約につき債務不履行、信任義務違反、詐欺的行為及び不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、義務履行地、不法行為地を理由としてニューヨーク州に国際的裁判管轄権が認められた事例

二 共同不法行為を理由とする右損害賠償請求訴訟について、ニューヨーク州に主観的併合請求の国際裁判管轄権が認められた事例

三 アメリカ合衆国ニューヨーク州とわが国との間において民訴法二〇〇条四号の相互の保証があると考えられた事例

四 ニューヨーク州裁判所の損害賠償金の支払いを命ずる欠席判決が承認された事例

〔事実〕

平成元年一〇月に、X社（原告・ニューヨーク州法人）は、
Y社（被告・日本法人）が、訴外A（ニューヨーク市在住）と
共謀して、X・Y間の建築家等を対象とするツアーの共同企画
に関する契約を一方的に破棄したとして、Y社及びAに対して
債務不履行、信任義務違反、欺罔的行為及び不法行為に基づく
損害賠償等を求める訴訟を、ニューヨーク州ニューヨーク郡第

一審裁判所に提起した。Aは応訴したが、Y社は、応訴しなかった（その代表者である訴外Bは、訴状・呼出状・答弁書催告状をニューヨーク市内で直接受け取っている）。

同ニューヨーク州裁判所は、平成四年一月に、Yに対して一七万余ドル、その利息として三万余ドル、及び、訴訟費用として九百余ドルの支払いを命じる判決を下した。この判決に基づいて、Xが我国の裁判所にその執行判決を求めて訴を提起したのが本件である。Yは、本件ニューヨーク州裁判所の判決が、我国の外国判決承認を定める民事訴訟法二〇〇条各号の要件を充足しているか否かという点を争った。

〔判旨〕

「原告が被告に対し強制執行することを許可する。」

「……民事訴訟法二〇〇条一号に定める『外国裁判所の裁判権を否認せざる』とは、当該外国の裁判所が我が国の国際民事訴訟法の原則から見ても、その事件につき国際裁判管轄権を有すると積極的に認められること（以下『間接的国際裁判管轄権』という。）をいい、その範囲は、我が国の裁判所が直接に涉外的訴えを受理した場合に、それにつき本案判決をなすに必要な国際裁判管轄権（以下『直接的国際裁判管轄権』という。）と表裏一体の関係にあると解するのが相当である。」とところで国際裁判管轄権を定める基準については、我が国にはこれを直接に規定する成文法規もなく、拠るべき条約その他一般に承認された国際法上の原則も未だ確立しておらず、当事者の公平、裁

判の適正、迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当であり、同様の理念に立つと考えられる我が国の民事訴訟法の国内の土地管轄に関する規定を右の理念に反しない限度で類推して決定するのが相当であると解される。」

「……我が国の民事訴訟法五条によれば、財産権上の訴えには義務履行地の特別裁判籍が認められており、国際裁判管轄についても原則として義務履行地に管轄があるとするのが相当である。」「……本件契約の被告の債務の内容として、被告がツアー参加者をニューヨークまで引率して原告に引き渡し、その後の行動にも同行することが掲げられているのであるから、本件契約の被告の義務の履行地はニューヨーク州に存したというべきであり、加えて、被告は……種々の事業をニューヨークで行っており、本件外国訴訟の共同被告である訴外Aがニューヨークで応訴しているというのであるから、義務履行地であるニューヨークに管轄を認めたとしても被告に過重な負担を課し、条理に反する結果となるということはできず、かえってニューヨークに管轄を認めないとすると、……原告に対し過重な負担を課すことになるというべきである。」「したがって、ニューヨークに本件外国訴訟の国際裁判管轄権があったと認めることができる。」

「我が国の民事訴訟法一五条一項によれば、不法行為に関する訴えには行為地の特別裁判籍が認められており、その行為地の認定は原告の請求原因とした事実により決せられると解され

ているから、国際裁判管轄権についても、原則として当該訴訟において原告が請求原因として主張する不法行為の行為地に管轄があると考えるのが相当である。」「……原告は本件外国訴訟の請求原因として、被告と訴外Aの共同不法行為を主張し、その加害行為地及び損害発生地とともにニューヨーク州であるとしていることに加え、前記のとおり不法行為地であるニューヨークに管轄を認めたとしても被告に対し過重な負担を課し、条理に反する結果になるとはいえず、かえってニューヨークに管轄を認めないとすると原告に対し過重な負担を課すことになる……」したがって、ニューヨーク州に本件外国訴訟の国際裁判管轄権があったと認めることができる。」

「我が国の、民事訴訟法二二条の関連裁判籍の規定が、主観的併合について適用されるかについては争いがあるが、共同被告に対する請求が同一の原告に基づいて発生した権利義務関係に関する場合には適用されると解されるので、共同不法行為を理由とする共同被告間には関連裁判籍の規定の適用があることになる。そうであるとするれば、国際裁判管轄についても、共同不法行為を理由とする共同被告間においては、原則として、関連裁判籍の考え方に従って、共同被告の一方に認めることのできる管轄地に共同被告の他方の管轄もあるとするのが相当である。」「……被告は訴外Aとの共同不法行為を理由として本件外国訴訟を提起されたが、訴外Aは、ニューヨーク市在住で本件外国訴訟に应诉しており、加えて、前記のとおりニューヨークに被

告の管轄を認めたとしても被告に対し過重な負担を課し、条理に反する結果になるということはできず、かえってニューヨークに管轄を認めないとすると、原告に対し過重な負担を課すことになる……」したがって、ニューヨーク州に本件外国訴訟の国際裁判管轄権があったと認めることができる。」

「民事訴訟法二〇条四号にいう『相互の保証あること』(ママ)とは、当該判決をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいうと解するのが相当である。」「……ニューヨーク州民事訴訟法においては、外国判決の不承認事由として、(一)当該判決が、適正手続の要請に適合する公平な裁判所若しくは手続が行われないシステムの下で下された場合、(二)当該外国裁判所が被告に対して人的管轄権を有しない場合、(三)外国裁判所が当該事件につき管轄を有しない場合、(四)外国裁判所の手続上の被告が防御するのに十分な時間を与えられていなかった場合、(五)判決を詐欺的手段によりえた場合、(六)判決の基礎となる請求原因がニューヨーク州の公序良俗に反する場合、(七)判決が他の終局かつ確定判決と抵触する場合、(八)両当事者間に外国裁判所の手続以外の手続により当該紛争を解決する旨の合意がある場合、(九)被告に対し人的送達がなされなかった(ママ)故をもってのみ管轄が生じた場合には、外国裁判所が被告にとって事件審理の面から重大なる不便宜な裁判地であ

る場合、／が挙げられているが、右各不承認事由の内容は、我が国の民事訴訟法二〇〇条各号の条件と重要な点において異ならないと解するのが相当である。」「……我が国とニューヨーク州とでは、外国判決の承認につき相互の保証があり、本件外国判決は民事訴訟法二〇〇条四号の要件を満たしていると認めることができる。」

〔評釈〕

判旨の結論に賛成する

一 民事訴訟法二〇〇条一号の「法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト」の意味を、我国から見て当該外国裁判所にその事件を裁判するための国際裁判管轄権があったことと理解して、この外国裁判所の国際裁判管轄権の存否の判断（すなわち間接管轄の判断）には、我国が国際裁判管轄を有するか否かの判断（すなわち直接管轄の判断）基準を応用すると考えるのが通説である⁽¹⁾。また、裁判例もこのように間接管轄と直接管轄の基準が表裏一体のものであることを前提としているようである⁽²⁾。こうした通説・裁判例の考え方に對して、当該外国裁判所の国際裁判管轄があったことまでを要件とする必要はなく、外国裁判所の（国際）裁判（管轄）権をわが国の法令または条約が否認していなければ足りるとする少数説がある⁽³⁾。民事訴訟法二〇〇条一号の体裁からは、この少数説が正当のように思われる⁽⁴⁾。このような少数説を採る場合には、米国の裁判所の裁判権に関して、これを否定する法令、条約が存在しない

現時点では、本件の承認の対象となっている米国判決は、民事訴訟法二〇〇条一号の要件を具備しているといえる。したがって、判旨のように、管轄原因の有無を検討して間接管轄の存否を判断するという過程は不要であったと考えられる。

二 右の少数説のような理解をしばらく措いて、判旨のように、直接管轄と間接管轄を表裏のものとして理解することを前提にした上で、判旨が認定した管轄原因について検討してみることにする。

義務履行地と間接管轄に関する裁判例には、東京地裁・昭和四七年五月二日判決⁽⁵⁾、大阪地裁・平成三年三月二五日判決⁽⁶⁾、大阪高裁・平成四年二月二五日判決⁽⁷⁾などがある。これらの裁判例では、義務履行地を理由とする間接管轄を認めていない。したがって、義務履行地は間接管轄の原因となりえないとする傾向があったといえよう⁽⁸⁾。

他方、直接管轄に関しては、ほぼ一貫して義務履行地に基づく国際裁判管轄を認めている⁽⁹⁾。このため、従来の間接管轄に関する裁判例が、直接管轄と表裏であるとしながら、義務履行地に基づく国際裁判管轄を認めていない点で、裁判例は一貫していなかった。これに比して、本判決は、直接管轄の扱いと同じく、原則としてこれを認める立場に立つ点で、一貫したのとなっている。

この点に関する学説は、義務履行地の国際裁判管轄に関しては、その履行地が契約で明示されているか、または、契約から

一義的に決定される場合にのみ、これを認めるとする通説⁽¹⁰⁾、当事者の合意がない場合にも、準拠法によって履行地を決定するという少数説⁽¹¹⁾がある。本来、合意された履行地という事実上の概念が、契約上の履行地という法律上の概念として評価されるためには、準拠法の適用なしには考えられない。その意味で少数説の方が優れていると考えられる⁽¹²⁾。しかし、本件では、被告がニューヨーク州までツアーを引率すること、及び、ニューヨーク州でツアーへ同行することが、契約内容として認められており、契約から義務履行地が明らかかな場合といえるので、これらいずれの説によっても結論はかわらない。

三 不法行為地に国際裁判管轄（直接管轄）を認めること自体に関しては、学説上の争いは殆どない。とはいえ、管轄原因事実である不法行為地の認定に際して、当該不法行為があったことをある程度証明する必要があるか、原告が不法行為地であると主張するのみでよいかという点については争いがある。

国際裁判管轄権に関する多数説は、国際裁判管轄権の管轄原因については、被告の応訴の負担が特に考慮されなければならないことを理由として、一応の立証がなされなければならないというものである⁽¹³⁾。この一応の立証は、実体審理を必要ならしめる程度に、または、被告による不法行為が成立し、その不法行為が日本であることについて、被告に対して本案に関して応訴を強いることが、相当といえる程度になされなければならないとされている。

しかし、一応の証明を必要とするという所説では、「何を（要証事実）不法行為地であるか否かと、被告の応訴の負担がないことは背反しうるから、いずれが優先するのが不明、どれくらいに（立証の程度）疎明または証明のいずれなのか、立証をしなければ、誰が不利益を受けるのか（挙証責任）不法行為地は原告、応訴の負担は被告と、際限なく立証活動が続けられてしまう」という点が不明確である。立証活動のために必要な基本的な問題であるこれらの点で、疑問が残る多数説には首肯することができない。したがって、原告の主張事実が存在するものと仮定して判断すれば足りるといふ少数説の方が正当と考えられる⁽¹⁴⁾。

ところで、渉外的要素を含んだ不法行為に基づく損害賠償を求める事例で、国際裁判管轄権の管轄原因の立証に関して、言及する裁判例としては、一応の立証を必要とする東京地裁中間判決昭和四十九年七月二四日⁽¹⁵⁾、東京地裁中間判決昭和五十九年三月二七日⁽¹⁶⁾と、原告の主張事実が存在するものと仮定して判断すれば足りるとする東京地裁中間判決・平成元年三月二七日⁽¹⁷⁾とがある。

本件判旨は、「……原告は本件外国訴訟の請求原因として、被告と訴外Aの共同不法行為を主張し、その加害行為地及び損害発生地はともにニューヨーク州であるとしている……」として、『一応の証明』を必要とせず、原告の主張で足りるとする立場に立つようにも見受けられる。

四 主観的な併合請求について、その請求の一部につき国際裁判管轄を有する法廷地に、その他の請求についての国際裁判管轄を認めるべきか否かについては、消極的な見解が多い⁽¹⁸⁾。また、これを認める場合にも、固有の共同訴訟に限定するという見解、必要の共同訴訟に限る(通常共同訴訟には認めない)とする見解、連帯債務、共同不法行為などのように後に求償の問題の生じるような場合には、これを肯定するという見解などがある⁽²¹⁾。

また、裁判例には、(イ)東京地裁・昭六二・五・八中間判決(判例時報一二三三号四〇頁)、(ロ)東京地裁・昭和六二・六・一中間判決(判例タイムズ六四一号二六九頁)、(ハ)東京地裁・昭和六二年六月一日判決(金融商事法務七九〇号三二頁)、(ニ)東京地裁・昭和六二年七月二八日判決(判例時報一二七五号七七頁)、(ホ)東京地裁・平成元・六・二八判決(判例時報一三四五号九三頁)、(ヘ)東京地裁・平成二年一〇月三日判決(判例時報一三九八号八七頁)、(ト)東京地裁・平成三・一・二九判決(判例時報一三九〇号九八頁)などがある。これらの、裁判例の傾向は、「民事訴訟法に定められる裁判籍のいずれかが我国にある場合には、特段の事情のある場合を除き、我国に国際裁判管轄を認める」というように、「特段の事情」がいれば消極的な機能を果す事例(ロ、ハ、ホ)と、「民事訴訟法に定められる裁判籍のいずれかが我国にある場合で、しかも、特段の事情のある場合に限り、我国に国際裁判管轄を認める」というように、

「特段の事情」がいれば積極的な機能を果す事例(イ、ニ、ロ、ト)とに、大きく二分される。これまで、民事訴訟法二一条以外の裁判籍と国際裁判管轄に関して下された裁判例で、「特段の事情」に言及したものの多くは「民事訴訟法に定められる裁判籍のいずれかが我国にある場合には、原則としてこれを認め、なお、当事者の公平、裁判の適正・迅速を害するなどの特段の事情がある場合には例外として、我国に国際裁判管轄を認めない」という構成をとっており、いわば消極的な機能を果していた。したがって、こうした「特段の事情」の積極的機能と消極的機能の分化は、民事訴訟法二一条に定められる併合請求の裁判籍に関する判断に、特に見られる現象である⁽²²⁾。とりわけ、積極的機能を果す事例と考えられるもの一つである(ト)事例の判旨は、一般論としては、「特段の事情」が、消極的機能を果すという表現を用いながら、併合請求の関連裁判籍に関する判示の部分では、積極的機能を果すという表現を用いているため、齟齬を来しているという指摘もある⁽²³⁾。

例えば、普通裁判籍を共通にする数人の被告のそれぞれに対する請求(但し、請求相互には全く関連がない)を併合して訴を提起すれば、管轄は適切だが、併合が許されない。このように、主観的な併合請求の管轄は、請求が併合して訴えられることの可否の判断と、それが当該裁判所で審理されるべきか否かという管轄の適否の判断の、二つの異なる判断を前提に決定される⁽²⁴⁾。この二つの判断のうち、主観的併合の可否の判断は、実

体権がこれを必要とする場合、若しくは、実体権がこれを許容する場合（民事訴訟法五九条前段）の外に、手続的に証拠資料が共通になるなど、訴訟進行に便宜なために許される場合（民事訴訟法五九条後段）か否かが問われることになる。とりわけ、手続的に便宜なために許される場合については、それが「手続的」な判断であるがために、裁判の適正・迅速という判断基準が用いられることになる。主観的な併合請求訴訟の国際裁判管轄について判示した裁判例で、「特段の事情」が、積極的に機能しているように見えるのは、この点に関する判断である。換言すれば、特段の事情が積極的な機能を果している事例で問われているのは、管轄の適否ではなく、併合請求の可否であるということである。とりわけ、前掲(ト)事例においては、一般論の部分では消極的に機能する「特段の事情」と、併合請求の管轄を認めるか否かの判断の部分では積極的に機能する「特段の事情」とが見られる。判旨の用語、表現等には問題が残るが、判旨の意味は、積極的な機能を果す「特段の事情」により、併合の可否を判断したと考えられる。他方、前掲(ロ)、(ハ)、(ニ)事例では、共同不法行為が、共同訴訟であることを当然の前提として判断しているため、「特段の事情」が積極的な機能を果さなかったものとも考えられる。

ところで、学説の主観的な併合請求に基づく国際裁判管轄の可否の判断基準を見てみると、固有の共同訴訟にこれを限定し、または、合一確定の必要がある場合に限定し、あるいは、

統一的な判断の必要があるときに限定することは、請求相互間の関係、すなわち、併合して請求することが許されるか否かに、焦点が据えられている点で、裁判例にいわゆる「積極的な特段の事情」の内容を、具体化しているものと考えることができる。

本判決の判旨は、「国際裁判管轄についても、共同不法行為を理由とする共同被告間においては、原則として、関連裁判籍の考え方に従って、共同被告の一方に認めることのできる管轄地に共同被告の他方の管轄もあるとするのが相当である。」と判示しており、特に共同不法行為に限定して、主観的併合の関連裁判籍の適用ないしは準用を認めているものと考えられる。

その意味で、判旨は、前掲(ロ)、(ハ)、(ニ)事例と同様の判断を示したといえる。さらに、「我が国の、民事訴訟法二二条の関連裁判籍の規定が、主観的併合について適用されるかについては争いがあるが、共同被告に対する請求が同一の原告に基づいて発生した権利義務関係に関する場合には適用されると解される」と判示する。この表現は、民事訴訟法五九条前段のうち「同一ノ事実上及法律上ノ原因ニ基クトキ」を意味するものと推測される。したがって、いわゆる折衷説に拠ったものと考えられる。主観的併合訴訟の関連裁判籍に関してはこうした五九条の前段・後段による区別は不当と考えられるが、⁽²⁵⁾いずれの立場に立っても、本件の場合には、関連裁判籍を認めうるという結論はかわらない。

五 民事訴訟法二〇〇条四号に定められている相互の保証に関

して、裁判例の旧くは、「当該外国カ条約ニ依リ若ハ其ノ国内法ニ依リ我国判決ノ当否ヲ調査スルコトナクシテ右第二〇〇条ノ規定ト等シキカ又ハ之ヨリ寛ナル条件ノ下ニ我国判決ノ効力ヲ認ムルコトナリ居ル場合」(大判昭和八・一二・五新聞三七〇号一六頁)としていた。しかし、最近の裁判例では一当該判決をした外国裁判所の属する国において、我国の裁判所がした之と同種類の判決が民事訴訟法二〇〇条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものととされていることをいう(最判昭和五八・六・七民集三七卷五号六一一頁)として、相互の保証を、相手国の承認要件と重要な点で異なることと理解するようになった(最近の下級審の同旨の裁判例としては、東京地判平成三・一二・一六判タ七九四号二四六頁がある)。学説もこの解釈が通説である(但し、相互の保証要件そのものに懐疑的な見解もある)⁽²⁶⁾。本判決も、こうした裁判例と同様の理解に立ち、相互の保証の存否を決定するために、ニューヨーク州と我国の外国判決制度の異同を検討している。

ニューヨーク州は「統一外国金銭判決承認法」(the Uniform Foreign Money Judgments Act)を採択しており、その内容は、概ね判旨認定のとおりである。⁽²⁷⁾この統一外国金銭判決承認法の内容は、相互の保証を要件としていない点を除けば、我国の二〇〇条と概ね一致しており、相互の保証があるとする判旨には賛成できる。⁽²⁸⁾

六 以上、判旨には、間接管轄を直接管轄と表裏とする位置づけに若干疑問が残る。しかし、これらを表裏としないという理解に立っても、二〇〇条一号の要件を満たすという結論はかわらない。また、四号の相互の保証もあると考えられる。その他承認を否定するべき理由はない様に思われるので、本件ニューヨーク判決が承認されることを前提に、その執行判決を下した本判決の結論には賛成できる(尚、本稿では、取り上げなかったが、判旨が、間接管轄の認定のために管轄原因の數種を挙げたのは、管轄原因が集中しているために管轄を認めることができるという趣旨なのか、あるいは、単に可能性を当事者の争いに応じて示しただけなのかは、明らかではなく更に検討が必要であろう。また、判決確定の日から、支払いまでの期間の利息について、その利率を、我国の民法に基づく年五分ではなく、ニューヨーク州法によって年九分とした点にも若干検討の余地があると思われる)。

(1) 兼子||松浦||新堂||竹下・条解民事訴訟法四六四頁、江川||外国判決の承認一法協五〇卷一―号五二頁、青山・注解民事執行法一―三九七頁。尚、直接管轄の基準を参考にしながらも、間接管轄をより寛く認める見解として、川上||「外国裁判所の國際的裁判管轄」民商六六卷六号九四一頁、松岡||「外国離婚判決の承認について」版大法学八六号四三頁。

(2) 先例として、最判昭和五八・六・七民集三七卷五号六一一頁。この裁判例以降の下級審の裁判例は、概ねこの考えかたを踏襲して

いるといえる。

(3) 小室 渡部 斎藤 注解民事訴訟法「第二版」二二三頁、三ツ木・涉外判例百選(増補版)一八〇頁、林脇「涉外判例研究」ジュリスト四八五号一六八頁。

(4) その検討は、判例評釈の域を越えるので、ここでは詳述しない。尚、拙稿「間接管轄に関する若干の考察」杏林社会科学研究第三巻二二五頁参照。

(5) 下民集三三巻五 八号二二四頁。パリ商事裁判所が下した債務不履行を理由とする約二五万フランの金銭の支払いを命ずる判決の、我国での執行が求められたが棄却された事例。

(6) 判例時報一四〇八号一〇〇頁。米ミネソタ州地方裁判所で下された債務不履行に基づく損害賠償を命じる判決の執行が、我国で求められたが棄却された事例。

(7) 判例タイムズ七八三号二四八頁。前掲平成三年三月二五日判決の控訴審判決で、控訴が棄却された事例。

(8) 尚、「訴訟費用負担を命ずる香港判決の執行」神戸地判・平成五・九・二二(判タ八二六号二〇六頁)は、義務履行地間に間接管轄を認めた事例である。しかし、関連する四請求のうちの特にその一つについてのみ義務履行地を理由に間接管轄を認めた特殊な事例であるため、ここでは詳述しない。拙稿「平成五年度重要判例解説」一〇四六号二九三頁参照。

(9) 東京地判・昭和三四・六・一一(下民集一〇巻六号二二〇四頁)、東京地判・昭和四二・一〇・一七(下民集一八巻九 一〇号一〇〇二頁)、東京地判・昭和四五・三・二七(判例時報五九八号七五頁)、東京地判・昭和四七・五・二二(下民集三三巻五 八号二二四頁)、名古屋高判・昭和五四・一一・二二(判例タイムズ四〇二二号一〇二

頁)、東京地中間判・昭和五六・一一・二七(判例タイムズ四六〇号一一八頁)、東京地判・昭和五九・二・一五(判例タイムズ五二五号一三二頁)、東京地判・昭和六二・六・二〇(判例タイムズ六〇四号一三八頁)、東京地判・昭和六二・六・一(金融商事七九〇号三三頁)、東京地中間判・昭和六二・一〇・二三(判例時報一二六一号四八頁)、東京地判・平成元・八・二八(判例タイムズ七一〇号二四九頁)、東京地判・平成元・一一・一四(判例時報一三六二号七四頁)、大阪地判・平成三・三・二五(判例時報一四〇八号一〇〇頁)、大阪高判・平成四・二・二五(判例タイムズ七八三号二四八頁)、東京地判平成五・四・二三(判例時報一四八九号一三四頁)などがある。

(10) 池原「国際的裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座「7」二六頁、松岡「国際裁判管轄」現代契約法大系9二八一頁、道垣内「涉外判例研究」ジュリスト八四三号一三五頁、澤木「涉外判例研究」ジュリスト五一六号一六〇頁。

(11) 林脇「涉外判例研究」ジュリスト四七二号一五五頁、中野(俊)「重要判例解説」ジュリスト九八〇号二六四頁。

(12) 尚、拙稿「義務履行地の国際裁判管轄」慶大法研六七巻二号五四頁以下参照。

(13) 道垣内・判例評論三二〇号四三頁、後藤「涉外判例研究」ジュリスト八〇号一四二頁、松岡・私法判例リマックス一九九〇年二七四頁。

(14) 尚、詳細については、「渉外的要素を含む不法行為訴訟の管轄の主張と立証」民事訴訟の理論と実践(伊東乾教授古稀記念論文集)二八五頁以下参照。

(15) 判例時報七五四号五八頁。全日本空輸の旅客機の墜落により死

亡した乗客の遺族が、この航空機の製造会社に対して、製造物責任に基づく損害賠償を求めた事例。判旨は、「原告らによって、日本国が事故による不法行為の結果発生地であること、すなわち航空機に欠陥があったことによって日本国内で事故が発生したことに關する一応の立証があれは足りる」とする。

(16) 判例時報一一一三三二頁。航空自衛隊のヘリコプターの墜落に關して、このヘリコプターの製造会社である外国航空機製造会社に対して、製造物責任による損害賠償を求めた事例。判旨は、「管轄原因たる事実と請求原因事実が符合する場合であっても、原告の主張のみによってこれを肯定し被告に実体審理についての応訴の負担を負わしめるのは相当ではなく、管轄原因についての一応の証拠調をなしたうえでこれを判断すべきものと考える。」とする。

(17) 判例時報一三二八号八二頁。日本の子会社の閉鎖及びこれを理由とする解雇を不法行為として、親会社である米國法人に対して、損害賠償を求めた事例。判旨は、「管轄権の存否の判断に際しては、原告らの主張それ自体理由がないとか、何らの根拠もないことが明らかなる場合を除き原告らの主張事実が存在するものと仮定していずれの裁判籍が存するかを判断すれば足りるというべきである。」というものである。

(18) 池原・前掲論文三五頁(但し、一定の条件・範囲で、これを認めるべきか否かに關しては、なお検討を要するとする)。また、高橋「国際裁判管轄」国際民事訴訟法の理論六四頁は、全面否定説を妥当とする。さらに、高桑「涉外判例研究」ジュリスト九一九号一〇〇頁もこれを認めることには慎重でなければならぬとする。

(19) 矢澤「涉外判例研究」ジュリスト九八八号一三四頁。

(20) 森「判例評釈」判例タイムズ六四六号九一頁は、主観的な併合

請求に關する関連裁判籍が国内管轄では認められる根拠として、裁判の統一や訴訟経済などが挙げられるとしても、こうした、裁判所サイドの利益は、国際裁判管轄に關しては考慮するべきではなく、被告の防御の利益が優先するべきであるとする。

(21) 渡辺「涉外判例研究」ジュリスト七一五号一一一頁、同「涉外判例研究」ジュリスト九一六号一二二頁。木棚「判例評釈」私法判例リマックス(別冊法律時報二号)一六八頁。また、尚、小林「不法行為債権関係の裁判管轄権」涉外判例百選(第2版)別冊ジュリスト一九八頁も、民事訴訟法五九条前段の要件が最低限度であるとする点で、結論的には近似する。また、斎藤「涉外判例研究」ジュリスト九四二号一二三頁も、合一確定の必要性を基準とすることを示唆する。さらに、石黒・判例評論四〇〇号四一頁は、所説の要件に加えて、少なくとも共同被告の内の一人の普通裁判籍が我国にあること、確認訴訟の場合には不可分の確認の利益により基礎付けられていること、正当な防御権の行使を妨げないことなどを求める。

(22) 高桑・前掲ジュリスト九一九号一〇一頁は、マレーシア航空事件の最高裁判決以後の下級審裁判例を分類して、a「特段の事情」に触れないいわゆる逆推知説にたつ裁判例、b「特段の事情のない限り」という表現を用いる裁判例、c「国際的観点からの配慮をし右のような条理に反する結果を来すと認められない限り」という表現を用いる管轄配分説に近い立場に立つ裁判例に三分する。

(23) 早川(吉)「涉外判例研究」ジュリスト一〇〇七号一六九頁。

(24) 渡辺・前掲ジュリスト九一六号一二二頁は、「いかなる場合に」「いかなる場所に」という2つの問題であることを指摘し、特にこの「いかなる場合に」という問題が請求関連の問題であることを示唆する。

(25) 拙稿「民事訴訟法二一条と国際裁判管轄」杏林社会科学研究所

○周年記念号三九三頁以下参照。

(26) 高田「財産関係事件に関する外国判決の承認」国際民事訴訟法の理論三八八頁、松岡「国際取引における外国判決の承認と執行」
阪大法学一三三・一三四号五三頁。

(27) 但し、判旨がゆとして挙げる承認拒否事由は、統一外国金銭判決承認法四条b項六号の邦訳であると考えられるが、「外国における直接送達のみを理由とする管轄は、当該外国が著しく不便な法廷地であったときには承認を拒絶しうる」というものである。

(28) なお、松岡「アメリカ統一外国金銭判決承認法」阪大法学一四五・一四六号二四三頁参照。

山田恒久